



島根大学教職員の給料が5%減？

中高年（30代半ば）以降の教職員は さらに最大2%減？

8月15日に人事院勧告が出されます。新聞報道や全大教情報などから、今回の人事院勧告では給与構造が見直され、全国最低の地域に合わせた「地域給」（基本給与の5%引き下げ）が採用されるそうです。都市地域には、最大18%の地域手当が支給されますが、島根県は地域手当で支給地域には入っていません。島根大学では、今のところ人事院勧告に準じて給与体系を決めていますから、このままで行けば同様な措置がとられるでしょう。

組合の皆さん、以下のような心の準備が必要かもしれません。

- ・ 毎月の給料が5～7%減（ボーナスはそこまで下らない）
- ・ 退職金の減

現在は最終俸給月額で退職金が計算されていますから、俸給月額が下がれば、退職金はかなりの減（おそらく自家用車1台分以上）が考えられます。

もし、大学側が人勧に準じて給与改定を行う場合、 重大な不利益変更ということになります。

これは原則として許されない行為です。もし、許されるとしたら、それに明確な合理性がある場合です。現在のところ、そのような合理性・必要性は見当たりません。もともとこの地域給は、地域において民間より高賃金であるという批判から導入されようとしているものです。島根大学では、もともと国家公務員平均給与よりかなり低いので、これに当たりません。また、我々の給与は、運営交付金から来ていますが、人勧をもとに運営交付金が下げられるのは道理にあいません。

職員組合としては、そのような不利益変更は 起こらないように、監視・活動します。

実際には、情報が混作していて、具体的にどのようになるかは、判断しかねるところがあります。

まずは、15日の人事院勧告に注目してください。